平成２３年（フ）第２８２号
群馬県伊勢崎市連取元町28番地５　シティハイツ小林Ａ202
債務者　松本　直幸
１　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２８８号
群馬県前橋市下細井町264番地１　スカイスクレーバー202号
債務者　小池　信義
１　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２９５号
群馬県伊勢崎市宮子町2897番地　コンフレールひらい201
債務者　新井　敏也
１　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第３１０号
群馬県前橋市六供町１丁目８番地９
債務者　長井由香里
１　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２８９号
埼玉県熊谷市伊勢町277　Ｄ棟Ｄ201、記載事項証明書上の住所埼玉県深谷市上野台2425番地２
債務者　高　　秀霞
１　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６６０号
千葉市中央区中央３丁目12番９号中央ビル３階
債務者　村上　幸子（旧姓江川）
１　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６７４号
千葉市中央区道場北２丁目９番５号
債務者　羽山　　淳
１　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７４５号
千葉県市川市曽谷５丁目18番12号
債務者　関口　良子
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７６３号
千葉県船橋市上山町２丁目362番地　グリーンハイツ105号
債務者　山村　義竜
１　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７８２号
千葉市花見川区幕張本郷７丁目40番19号
債務者　武藤　香織
１　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７８５号
千葉市花見川区花見川１番７棟109号
債務者　秋山　友孝
１　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７９３号
千葉県市川市北方２丁目35番12号　北方ハイツ204号
債務者　葩島　信子（旧姓緑川・森山）
１　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８００号
千葉市花見川区花見川９番11棟203号
債務者　越智　信介
１　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８０５号
千葉県市原市五井6452番地13　キャッスル五井101号
債務者　石川　利夫
１　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２８７号
新潟市東区上木戸３丁目３番10号　プライムステージＢ202号、前住所新潟県新発田市舟入町１丁目16番10号　Ｔ　ＡＮＤ　ＴＯＭ201
債務者　星野美奈子
１　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１７号
新潟市北区松浜８丁目８番14号
債務者　早川　博明
１　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５３号
新潟市中央区春日町１番26号
債務者　中西　健大
１　決定年月日時　平成23年７月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部